

# 第111回徳島県都市計画審議会 会 議 録

日時 平成29年12月19日（火） 午後2時～  
場所 県庁10階 大会議室

## 第 1 1 1 回徳島県都市計画審議会

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日（火） 午後 2 時～  
県庁 1 0 階 大会議室

<旭室長>

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から第 1 1 1 回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画課、まちづくり創生担当室長の旭と申します。よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんけれども着座にて進めさせていただきます。

まず、当審議会は、徳島県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は 2 0 名でございますが、ご出席をいただいております委員は 1 5 名でございます。定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、ご発言の際のマイク使用について簡単にご説明いたします。マイクはご発言の前に前面のボタンを押していただきまして、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるようお願いいたします。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。受付時に配布しました報道関係者の皆様へと書かれました用紙を再度ご一読いただきまして、記載事項を守っていただきますようお願いいたします。特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限られておりますので、ご注意のほど、よろしく願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部、森副部長よりご挨拶を申し上げます。

<森副部長>

みなさんこんにちは。ただ今、ご紹介いただきました徳島県県土整備部副部長の森でございます。まず、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、師走の大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から徳島県の都市計画行政に対しまして、何かとご理解、ご協力をいただいておりますことに対しまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日の審議会でございますけれども、前回は本年 3 月に開催させていただきました。その後、県議会の皆様方、また行政機関の皆様方、さらには学識経験者の皆様方の中

で改選が行われました。本日でございますけれども、先ほど司会の方からご案内ございましたけれども、定員20名のうち8名が新たな顔ぶれということで開催させていただいているところでございます。

本日の議題でございますけれども、徳島東部都市計画区域マスタープランの変更、それともう1点、区域区分の変更に係る、2点について、ご審議いただくものでございます。

委員の皆様方におかれましては、大所高所からご意見をいただきまして、進めさせていただきたいと考えておりますので、本日はよろしく願いいたします。

<旭室長>

それでは、議事に入りたいと思いますが、新しい会長が選出されるまでの議事進行につきましては、楯田都市計画課長が務めさせていただきます。

<楯田課長>

都市計画課長の楯田でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、第111回徳島県都市計画審議会議案書の表紙をお開きください。表紙裏にございます、議事進行順序に基づきまして、進めさせていただきます。

まず、2の報告第103号、委員の異動について、事務局より報告させていただきます。

<旭室長>

それでは、委員の異動について、ご報告を申し上げます。

議案書のほかに関係資料といたしまして、条例・運営規則等につきまして、別冊の参考資料3、それと委員名簿、こちらにつきましても併せてご覧いただけたらと思います。

議案書の1ページをご覧ください。

上段に今回、新たにご就任いただきました委員並びに再任いただきました委員の方々のお名前を記載しております。表記につきましては、各委員の区分ごとに50音順で記載しております。前回の審議会から、新たにご就任いただきました8名の委員の方のご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員についてでございます。

学識経験者の委員の任期につきましては、参考資料3の1ページ目、徳島県都市計画審議会条例第2条第3項の規定によりまして、2年間と定められております。その期間が本年の8月31日をもって満了したことから、9月1日付で弁護士の西村委員、JA徳島女性組織協議会会長の林委員の2名の方に、新しく委員にご就任いただいております。

なお、その他の委員の方につきましては、8月31日をもって任期が満了しておりますが、引き続き、再任ということで、ご就任いただいているところでございます。

続きまして、関係行政機関の職員の委員でございますけれども、徳島県警察本部長の鈴

木委員、国土交通省四国地方整備局長の平井委員に、また、徳島県議会議員の委員につきましては、喜多委員、島田委員、高井委員に、また、市町村議会を代表する委員につきましては、徳島市議会議長の宮内委員に新たにご就任いただいております。

委員の異動につきましての報告は以上でございます。

< 湊田課長 >

それでは、続きまして会長の選出をお願いいたしたいと思っております。

会長の選出につきましては、審議会条例第4条第1項におきまして、学識経験者の委員のうちから互選によってこれを定めるとされております。

本年3月に開催いたしました審議会におきまして、会長を選出しておりますが、本年8月31日をもって委員の任期が満了したことから、新たにご就任いただきました委員の互選により、改めて選出していただくこととなります。

このことにつきまして、委員各位にお諮りしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

(近藤明子委員 挙手)

< 湊田課長 >

近藤明子委員、お願いします。

< 近藤明子委員 >

これまで長きにわたり会長を務めていただいております徳島大学大学院の近藤光男教授は、都市計画についても造詣が深く、広いご見識をお持ちですので、引き続き、近藤先生をお願いしてはいかがでしょうか。

< 湊田課長 >

はい、ありがとうございます。ただ今、近藤明子委員から徳島大学大学院の近藤光男先生を推挙するご発言がございました。

この提案につきまして、いかがでございましょうか。

< 各委員 >

異議なし。

< 湊田課長 >

ありがとうございます。ただ今、近藤光男委員さんの会長就任について異議なしという

ご賛同の声をいただきました。近藤光男委員、引き続き、会長をお受けいただけますでしょうか。

<近藤光男委員>

はい。

<鍬田課長>

ありがとうございます。それでは、近藤会長、よろしく願いいたします。会長席に移動をお願いいたします。

それでは、近藤会長、一言ご就任のご挨拶をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

<近藤会長>

徳島大学大学院の近藤でございます。ただ今、委員の皆様からご推挙をいただきましたので、引き続き、会長を務めさせていただきます。

私は、第103回のこの審議会、平成19年11月に開かれた、そのときから会長職を務めさせていただいております。毎年、職責の重さを痛感しております。これからも引き続き、職責を全うできるように頑張ってまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

<鍬田課長>

ありがとうございました。それでは、徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条により、審議会の会議の議長は会長をもって充てるとなっております。

近藤会長、以後の議事進行について、よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい。それでは、議事を進めさせていただきます。議事の5番目からということになります。

まず、会長職務代理者の指名ということであります。これについて、事務局の方で説明をお願いします。

<旭室長>

はい。そうしましたら、会長職務代理者の指名でございます。

徳島県都市計画審議会条例第4条第3項におきまして、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理すると定められておりますので、会長に職

務代理者の指名をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から会長職務代理者を指名させていただきます。

従来から、会長又は会長職務代理者には、弁護士の委員の方に就任をお願いしているという経緯もありますので、この任期につきましても、会長職務代理者は西村委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<西村委員>

はい。

<近藤議長>

では、よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

それでは、続きまして、議事6の常務委員の指名ということになってございます。これはどのような規定になっていますか。

<旭室長>

はい。常務委員につきましては、参考資料3の2ページをご覧くださいと思います。

徳島県都市計画審議会条例第6条第1項におきまして、審議会は常務委員会を置くことができることあり、第2項におきまして、常務委員会は、審議会の委任を受け、その権限に属する事項で軽易なものを処理するとされており、第3項におきまして、常務委員会は、会長の指名した委員7人以内をもって組織すると定められております。

また、この常務委員会の委員につきましては、参考資料3の4ページ、運営規則第15条第1項におきまして、すべての委員の中から指名するというようになっております。

なお、審議会の委任を受けて処理する軽易な内容につきましては、参考資料3の5ページ、運営規則第16条第1号から4号に記載されております。

会長からは、この常務委員の指名をお願いいたします。

<近藤議長>

はい。それでは、私の方から常務委員の指名を行いたいと思います。

都市計画審議会の委員定数は20名、そのうち学識経験者の委員は12名でありますので、学識経験者から4名、あと関係行政機関、それから市町村長の代表、県議会議員の委員から、それぞれ1名ずつを指名させていただきたいと思います。

まず、学識経験の委員からなんですけれども、私と西村委員さん、それから真田委員さん、本日欠席をされておりますが、三好委員さんをお願いします。次に、関係行政機関の委員は、県警本部長の鈴木委員さんをお願いします。次に、市町村長の代表として、本日欠席されておりますが、徳島市長の遠藤委員さんをお願いしたいと思います。県議会議員の委員からは、喜多委員さんをお願いしたいと思います。

以上、7名でございますが、常務委員として指名いたします。よろしくをお願いします。

<各委員>

はい。

<近藤議長>

続きまして、7番、会議録署名者の指名でございます。この件について説明をお願いします。

<旭室長>

はい。会議録署名者でございます。こちらにつきましては、運営規則第14条におきまして、会議録に署名する委員は2名とし、議長が会議の初めにおいて指名すると定められておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

<近藤議長>

はい。それでは、私の方から指名をいたします。

本日は、佐野委員さん、それから真鍋委員さん、よろしくをお願いします。

<佐野委員、真鍋委員>

はい。

<近藤議長>

それでは、これから議案の審議に入っていきたいと思います。

先ほど事務局の方から、冒頭にありましたように、報道関係者の方にお知らせでございます。これから議案の審議に入りますが、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは、議案の審議に入るまでとなっておりますので、写真やビデオ撮影などはここまでで、ご遠慮をお願いします。

それでは、本日の議題は、お手元でございますように、議第514号、515号の2件でございます。議案は2つに分かれてはおりますが、徳島東部都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これは、いわゆる都市計画区域マスタープランと言わ

れているものですが、この見直し、それから区域区分、いわゆる線引きの定期見直しの2つですが、これは関連しておりますので、一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。

< 鍬田課長 >

はい。都市計画課長の鍬田でございます。私の方からご説明させていただきます。

それでは、議第514号、徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議第515号、徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について、ご説明させていただきます。

この案件の関連資料といたしましては、議案書の5ページから35ページに議第514号の計画書を、また、37ページ以降に議第515号の計画書がございます。あと、参考といたしまして、右肩に参考資料1とある資料がございます。

なお、今回の区域区分の変更に伴い、関係市町におきまして用途地域の変更を行うこととしておりまして、その関連資料といたしまして参考資料2がございます。

説明に際しましては、パワーポイントを使用させていただきますが、適宜、議案書とか、参考資料をご参照いただくことがございますので、よろしく願いいたします。

なお、議案書、参考資料のページ番号につきましては、四角で囲った数字のところをご参照ください。

まず、議案説明に先立ちまして、徳島東部都市計画区域の概要と、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。

徳島東部都市計画区域の概要でございますが、県下には7つの都市計画区域がございます。このうち徳島東部都市計画区域は、徳島市をはじめ、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町で構成される広域都市計画区域でございます。また、唯一、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きがある都市計画区域でございます。

その面積は、平成28年の国土地理院公表値によりますと、約529平方キロで、全県面積の約13%でございますが、都市計画区域内の人口につきましては、平成22年の国勢調査結果によりますと約51万人で、全県人口の約65%を占めてございます。

次に、徳島東部都市計画区域における見直しの経緯でございますが、昭和46年に広域都市計画区域として指定され、区域区分、いわゆる線引きの当初決定がなされました。

その後、昭和54年、昭和62年、平成8年、平成16年、平成24年と5回の見直しを行い、また、平成16年には、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを策定いたしております。

今回の見直しに向けて、平成25年度に人口、産業、土地利用などの現状を調査する基



礎調査を、平成26年度には、その将来見通しなどを分析する分析調査を実施いたしました。

この調査結果を基に、平成27年度から28年度にかけて、関係市町、国と協議をしまして、素案を作成いたしまして、平成29年度から都市計画手続きを開始いたしました。

これまでの都市計画手続きでございますが、平成29年6月19日から7月18日までの間、都市計画区域マスタープランの変更素案につきまして、パブリックコメントを行っております。9名の方から71件のご意見をいただきました。

いただきましたご意見の主旨や県の考え方につきましては、参考資料1の5ページから16ページに取りまとめたものを添付してございます。この内容につきましては、県のホームページでも公開されております。

内容の内訳でございますけれども、目標等に関するものが7件、区域区分、いわゆる線引きに関するものが3件、都市施設の整備に関するものが30件、土地利用に関するものが7件、その他24件となっております。このうち、例えば都市基盤整備率の最新データへの修正や、自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本整備であるグリーンインフラの定義の明確化などのご意見をいただいております。変更案に反映させております。

また、パブリックコメントとともに、平成29年7月13日から25日にかけて、徳島県庁の会場を皮切りに計7会場で線引きの変更素案と併せて説明会を実施し、延べ39名の方にご参加いただきました。

この概要につきましては、同じ参考資料1の17ページから18ページに取りまとめております。

さらに、県及び関係市町の窓口におきまして、7月13日から27日までの間、この変更素案を縦覧し、13名の方が閲覧されました。

その後、住民の方々に公開の場でご意見をいただく公聴会を8月4日に開催し、2名の方から意見陳述をいただきました。

陳述の要旨につきましては、同じ参考資料1の20ページに取りまとめております。

こうした住民の方々のご意見を踏まえまして、変更素案から変更案として取りまとめておまして、国土交通大臣へ事前協議を提出しましたところ、異存なしとの回答をいただいております。

また、県及び関係市町の窓口におきまして、平成29年10月19日から11月2日までの間、変更案を縦覧いたしましたところ、5名の方が閲覧され、3名の方から意見書の提出がございました。

意見書の要旨につきましては、同じ参考資料1の21ページから22ページに取りまとめております。

公聴会での陳述や意見書の主な内容としましては、都市計画区域マスタープランに記載

の主要施設の整備目標や、線引きの見直しに関するものがございました。

このうち、主要施設の整備目標に関するご意見につきましては、10年以内に実施予定である主要施設への路線の追加要望がございました。

この意見をいただきました路線につきましては、現状での事業計画や将来見通し等を勘案し、検討しました結果、今回、素案からの追加変更はいたしておりません。

また、線引きの見直しに関するご意見もございました。これは、国から示されております都市計画運用指針や、県の定めた区域区分の見直しにあたっての基本的な考え方を踏まえまして、ご意見の箇所を検討しました結果、素案からの修正は行っておりません。

さらに、本日提案しております変更案につきましては、関係市町へ意見照会しましたところ、全ての市町から意見なしの回答をいただいております。

なお、阿南市さんと石井町さんからは、今後、広域都市計画区域や区域区分のあり方について、検討を行っていただきたい旨のご要望を併せていただいております。

なお、このことにつきましては、変更案に各地域の多様性や独自性を尊重し、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討すると記載させていただいております。

このような経過を経て、策定いたしました変更案につきましては、ご説明させていただきます。

まず、議第514号、徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございます。

この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランは、平成12年の都市計画法改正によって、従来の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に代わって、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として、都市計画法第6条の2に規定されたものでございます。

この都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づきまして、都市計画の目標としまして、都市づくりの基本理念、地域ごとの市街地像、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針としまして、区域区分の有無や区域区分の方針、主要な都市計画の決定方針としまして、土地利用の方針や都市施設整備の方針、また、市街地開発事業の方針や自然的環境の整備又は保全の方針を定めることとされております。

さらに、都市計画法第18条の2により、各市町毎に策定する市町村マスタープランは、地域別のあるべき市街地像や地域別の整備課題に応じた整備方針など、地域の都市生活、経済活動等を支える、様々な都市施設の計画等をきめ細かく、総合的に定めるものでございまして、それは、この都市計画区域マスタープランに即して定めることとされております。

今回の変更案の内容でございますが、まず、参考資料1の28ページをご覧くださいませうでしょうか。

新旧対照表でございまして、右側が現在のもの、左側が変更案でございます。

この28ページ、今回新たに基本的な考え方を追加いたしまして、区域マスタープランの目的や見直しにあたっての考え方をお示しすることといたしました。

この中で、本格的な人口減少、超高齢社会問題、切迫する南海トラフの地震や中央構造線活断層地震への備えなど、社会経済情勢が大きく変化する中、土地利用規制の強化と大胆な緩和の組み合わせによる、大規模地震に備えた防災・減災対策、地域経済の活性化の推進、ICT活用による多様な働き方の創出など、新たなまちづくりの考え方のもと、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくことといたしております。

続きまして、前のスクリーンをご覧ください。

都市計画の目標でございますが、基本的事項の目標年次につきましては、平成22年を基準年といたしまして、都市づくりの理念や将来の都市構造は、おおむね20年先を展望し、区域区分及び都市施設の整備等は、策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定しております。

都市づくりの理念といたしましては、5つの理念を掲げております。

まず1つは、すべての人が暮らしやすい、地方創生拠点連携型の都市づくりを行う、続きまして、すべての人命を守る安全で安心して暮らせる都市づくりを行う、豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う、地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う、住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行うこととしております。

続きまして、区域区分の決定方針でございますが、区域区分の有無としましては、都市機能の集約化を図り、交通及び情報ネットワークで連携を強化する、地方創生拠点連携型の都市構造の実現に向け、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備を行う必要があるということで、区域区分、いわゆる線引きは継続としております。

都市計画区域内の人口につきましては、とくしま人口ビジョンの推計人口をベースといたしまして、前の表にありますとおり、目標年である平成37年で、3万4千人減の約47万9千人と想定しております。

そのうち、市街化区域内の人口を2万4千人減の約32万人、市街化調整区域内の人口を1万人減の約15万9千人と想定しております。

また、市街化区域の規模でございますが、今回の線引きの見直しによりまして、約49haが追加、約43haが削除され、平成37年時点で約8,803haと想定しております。

続きまして、主要な都市計画の決定方針でございますが、参考資料1の40ページの中ほど左側をご覧くださいませでしょうか。

参考資料1の40ページに土地利用の基本方針といたしまして、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、あらゆる大規模自然災害からすべての人命を守るという視点、発

災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、それぞれの地域特性に応じた方針を定めることとしております。

続きまして、同じ資料4 1 ページ下段の左側をご覧ください。

市街地の土地利用の方針に、都市防災に関する方針といたしまして、津波被害が発生する恐れのある区域について、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、建物の耐震化、耐浪化等を検討する、復興まちづくり計画を見据え、応急仮設住宅の建設候補地の検討を進めるなど、平時から事前準備に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、事前に検討するなどの方針を追加いたしております。

続きまして、同じ資料1 枚めくっていただきまして、4 2 ページ下段から4 3 ページ上段左側をご覧ください。

市街化調整区域の土地利用の方針に、ここにも都市防災に関する方針といたしまして、浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある区域について、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制の検討を行うことや、特定活断層の直上では、特定施設の新築を回避するなど、土地利用の適正化を図るとともに、特定活断層調査区域に立地する建築物を安全な地域へ移転できるよう配慮するなどの方針を追加いたしました。

また、同じ4 3 ページ中段の左側にありますとおり、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針としまして、今後、市街化区域内の未利用地や空き家を最大限活用するなどして、集約型都市構造の形成に努め、次回の見直しまでの間は市街化調整区域から市街化区域への随時編入は行わないことといたしております。

次に、都市施設の整備方針でございますが、同じ参考資料1 の4 5 ページ下段左側をご覧ください。

4 5 ページの下の方に、主要な施設の整備目標としまして、優先的におおむね1 0 年以内に実施予定の主要施設として、道路に津田インター線、徳島東インター線などを追加しております。

また、4 8 ページをご覧ください。4 8 ページ上段の左側にありますとおり、下水道の方針としまして、汚水処理人口普及率をとくしま生活排水処理構想2 0 1 7 に示す目標値に変更することや、続きまして、4 9 ページ上段左側にありますとおり、河川事業といたしまして、河川管理施設長寿命化事業を追加するなどしております。

以上が議第5 1 4 号、徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の概要でございます。

続きまして、議第5 1 5 号、徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更についてご説明させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。

区域区分、いわゆる線引き制度とは、優先かつ計画的に市街化を図る市街化区域と市街

化を抑制する市街化調整区域に区分しておりまして、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を進めていく上での根幹をなすもので、これを前提として他の都市計画の内容が決定されております。

今回見直しにあたっての基本的考え方といたしまして、市街化区域の規模は、いたずらに拡大しないように適正に想定された人口及び産業を収容する規模とする、市街化区域への編入につきましては、既成市街地と連続し、現に市街地を形成している区域や、計画的な市街化が見込まれる区域のほか、インターチェンジ周辺で市街地を形成する区域について行う、市街化調整区域への編入は、現に市街化されておらず、営農が継続されることが確実であり、計画的な市街地整備の見込みがない区域について行う、区域区分、いわゆる線引き境界は、周辺の状況の変動等に合わせて、適切かつ合理的に変更することといたしております、関係市町と調整を図りながら、案を作成いたしました。

それでは、議案書の方にもどっていただきまして、43ページの総括図をご覧ください。

少し小さくて申し訳ございません。また後で拡大してご説明申し上げますが、変更地区は全部で12地区ございます。

例えば、既成市街地に隣接し、計画的な市街化が見込まれる区域や、インターチェンジ周辺で市街地を形成する区域など、市街化区域へ編入する地区が、①津田地区、⑧下大野地区など4地区ございます。また、現に市街化されておらず、営農が継続されることが確実であり、市街地整備の見込みがない区域で、市街化調整区域へ編入する区域、いわゆる逆線する区域ですけれども、これは、③大麻地区、⑪山南地区など5地区ございます。その他、地形地物の変動に伴い、区域境界が不合理となったものの変更が、②沖洲地区、⑦元根井地区など3地区がございます。

なお、区域区分の変更につきましては、徳島県の決定となっております、これに伴う用途地域の変更は、市町の決定となっておりますが、同時に決定することもございまして、併せて説明させていただきます。それでは、個別地区をご説明申し上げます。

前のスクリーンをご覧ください。

まず、徳島市の津田地区でございます。

津田木材団地内の水域だったところを四国横断自動車道用地等として、埋め立てた場所でございます。地区内には津田インターチェンジの整備が予定されておりまして、今後、隣接する市街地と一体となって、インターチェンジを活かした土地利用を行うために、赤色の丸印の箇所を市街化区域に編入するものです。

市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、隣接地の用途と同じ準工業地域と工業専用地域を予定しております。

同じく徳島市の沖洲地区でございます。

水域だったところを埠頭用地として埋め立てて、現在、オーシャン東九フェリーの発着

所として利用されている場所でございます。埋め立てに伴って、線引きが不合理となったために、区域境界を地形地物に合わせて変更するものでして、赤色の丸印の箇所を市街化区域に編入するものです。

市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、隣接地の用途と同じ工業地域を予定してございます。

続きまして、鳴門市の大麻地区でございます。

これは、市街化区域から市街化調整区域へ編入する地区でございます。現況は農地、水田でございます。平成16年にこの大きく欠けてございますところを市街化調整区域に逆線引きした土地、この土地は2.1haでございます。この土地に隣接している地区でございます。

今後、周辺農地と一体となって、営農が確実でございます。計画的な市街地の見込みがないということから、赤色の丸印の箇所を市街化調整区域に編入するものでございます。用途は無指定となっております。

続きまして、小松島の日開野弥三次地区でございます。

この地区につきましては、市街化調整区域から市街化区域へ編入する地区でございます。この地区は、小松島中学校と国道55号に挟まれた位置にございまして、既に隣接する市街地と一体となって市街地が形成されており、また、周辺には小松島中学校や小松島警察署が立地するなど、一定の都市機能の集約が見られる地区でございます。

このことから、今後とも、都市的土地利用を行い、住民の利便増進を図るために、赤色の丸印の箇所を市街化区域に編入するものでございます。

なお、市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、幹線道路沿道としての土地利用を図りながら、周辺住環境にも配慮しまして、第1種住居地域を予定してございます。

同じく小松島市の野神南・鎌須地区でございます。

ここは、市街化区域から市街化調整区域へ編入する地区でございます。現況は水田と農家住宅でございます。今後、営農が確実ということであり、計画的な市街地の整備の見込みがないことから、赤色の丸印の箇所を市街化調整区域、逆線引きとして編入するものでございます。用途は無指定となります。

同じく小松島市ですけれども、浜塚地区でございます。

これも市街化区域から市街化調整区域へ編入する地区でございます。現況は農地、水田と農家住宅でございます。今後、営農が確実ということであり、また、計画的な市街地の整備の見込みがないということから、赤色の丸印の箇所を市街化調整区域に編入するものでございます。用途は無指定となります。

同じく小松島市の元根井地区でございます。

ここは、もともと水域だったところを埠頭用地等として埋め立てた場所でございます。埋め立てに伴い、線引きが不合理となったために、区域境界を地形地物に合わせて変更す

るものでございます。赤色の丸印の箇所を市街化区域に編入するものです。

この市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、隣接地の用途と同じ準工業地域を予定しております。

続きまして、阿南市の下大野地区でございます。

ここは、市街化調整区域から市街化区域へ編入する地区でございます。ここは、四国横断自動車道の阿南インターチェンジの建設予定地を含みまして、既に一団の工業用地として利用されている地区でございます。

このことから、今後は、インターチェンジを活かして工業の利便増進を図るために、赤色の丸印の箇所でございますが市街化区域に編入するものでございます。

市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、工業地域を予定しております。

同じく阿南市の宝田地区でございます。

ここも市街化調整区域から市街化区域へ編入する地区でございます。地区内に阿南中央病院や老人ホーム等の医療・福祉施設が立地するなど、一定の都市機能が集約されてございます。

このことから、今後とも都市的土地利用を行って、住民の利便増進を図るために、赤色の丸印の箇所を市街化区域に編入するものでございます。

市街化区域に編入する箇所の用途でございますが、周辺住環境に配慮いたしまして、第1種住居地域を予定しております。

なお、この細いところで、前面道路につきましては、隣接地との一体的土地利用を図るために、隣接地の用途と同じ準工業地域を予定してございます。

同じく阿南市の新浜地区でございます。

ここは、市街化区域から市街化調整区域へ編入する地区でございます。現況は農地、水田と農家住宅で、今後も営農が確実であり、計画的な市街地の見込みがないということから、赤色の丸印の箇所を市街化調整区域に編入するものでございます。用途は無指定となります。

続きまして、松茂町の山南地区でございます。

これは、市街化区域から市街化調整区域へ編入する地区でございます。現況は農地、水田と農家住宅でございますが、今後も営農が確実であり、計画的な市街地の整備の見込みがないということから、赤色の丸印の箇所を市街化調整区域に編入するものでございます。用途は無指定となります。

最後でございますけれども、北島町の鯛浜地区でございます。

ここは、市街化調整区域から市街化区域へ編入する地区でございます。フジグラン北島とそのすぐ南側にある道路に挟まれておりまして、既に隣接する市街地と一体となった土地利用が行われている地区でございます。

ここにつきましては、区域境界が不明瞭となっております。明確化を図るために、区

域境界を道路との境界に合わせるよう変更するものでございまして、赤色の丸印の所を市街化区域に編入するものでございます。

なお、市街化区域に編入する箇所用途につきましては、隣接地との一体的土地利用を図るために、隣接地の用途と同じ商業地域と第2種住居地域を予定してございます。

以上が議第515号、徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更の概要でございます。

議第514号及び議第515号についてのご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい。ただ今、議第514号、515号について、一括して説明をしていただきました。

それでは、ただ今の説明につきまして、質問等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。近藤委員。

<近藤委員>

今とても分かりやすくご説明いただいたところですが、区域区分の変更については、たぶん地元の方々も望んでらっしゃるとか、実情に合っていて、あとは将来のプランにどのようにもっていくかというところで、しっかりと選定をしてくれているかと思います。

1点だけ確認なんですけれども、地元の住民の方、利用される方々から何か反対のご意見があるとか、ちょっと課題だなと思うようなご意見があるということはありませんでしょうか。

<近藤議長>

はい。それでは、お願いします。

<鉾田課長>

鉾田でございます。今まで、もちろん地元の市町のご意見を十分反映させて、地元市町もその住民の方のご意見を踏まえた上で、たたき台というか、協議案を上げていただいております。説明会もしましたところ、全くご意見はございませんでした。

以上でございます。

<近藤議長>

はい。その他、ございましたらどうぞ。お願いします。

ございませんか。

はい、どうぞ。真田委員。



<真田委員>

区域区分の変更についてなんですけれども、下大野地区で、ここだけ何かぽつんと島のように市街化区域になっていると思うんですが、説明の中で、資料を見ても分かるんですけども、既に工業的な利用がされているというのが理由としてあって、市街化調整区域だったのが、なぜこういう利用が既にされているのかというところを教えてください。

<鍬田課長>

はい。この地区はですね、すみません、説明の中では言いませんでしたけれども、日亜化学工業さんがですね、線引き前から工場がございまして、ここを開発許可で少しずつ広がっていったという経緯がございまして。

この地区につきましては、ほとんど日亜化学工業さんの敷地及び駐車場、阿南インターチェンジもこちら辺にできるという計画になってございまして、飛び地の基準としましてはですね、インターチェンジ周辺とかですね、20haという、それも満たしております、それで編入するという経緯だったものでございまして。以上でございます。

<近藤議長>

はい、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

<近藤議長>

特にございませんか。

意見もないようでございますので、採決に移りたいと思います。

採決につきましては、議案2つございますので、それぞれ別々に行いたいと思います。

それでは、まず、議第514号について、採決を行います。

議第514号について、付議内容のとおり変更することが適当であると議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<近藤議長>

はい。異議なしということでございますので、議第514号については、そのように議決をいたします。

<近藤議長>

続きまして、議第515号について、採決を行います。

議第515号について、付議内容のとおり変更することが適当であると議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<近藤議長>

異議なしということでございますので、議第515号についても、そのように議決をいたします。

<近藤議長>

これをもちまして、本日用意していました議案の審議は、終了ということになります。それでは、事務局の方から、その他何かございましたらどうぞお願いします。

<鍬田課長>

議題ではございませんが、9番のその他ということで、皆様にお知らせをしたいことがございますので、よろしいでしょうか。

<近藤議長>

どうぞ。

<鍬田課長>

内容としましては、日和佐都市計画区域及び牟岐都市計画区域における都市計画区域マスタープランの見直しについてでございます。

前のスクリーンをご覧ください。

まず、この2つの都市計画区域につきましては、県南にございます2つの都市計画区域でございます。

この両都市計画区域におきましては、都市計画区域マスタープランの素案につきまして、説明会を終了いたしておりまして、現在はパブリックコメントと併せて素案の縦覧中でございます。

今後の手続きにつきましては、公聴会、案の縦覧など必要な手続きを進めまして、今年度内には本都市計画審議会に付議したいと考えておりますので、委員の皆様方には、その際、ご審議のほど、よろしく願います。報告につきましては以上でございます。

<近藤議長>

はい、ありがとうございました。9番のその他も終わりましたので、これを持ちまして、予定しておりました議事等は、全て終了ということになります。

それでは、私の司会進行の役目は終わりました、マイクを事務局にお返ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

<旭室長>

ありがとうございました。

それでは、森副部長より、閉会のご挨拶を申し上げます。

<森副部長>

本日は皆様ご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今日ご提案させていただきました、2議案ともご承認いただき、非常にありがとうございました。

今後でございますけれども、先ほど事務局の方からご案内させていただきましたけれども、本日ご承認いただきました徳島東部都市計画区域マスタープランに引き続きまして、日和佐それと牟岐の各マスタープランについて、今現在、作業を進めているところでございますので、今後とも、委員各位の皆様におかれましては、このマスタープラン、年度末にもう一度、この審議会開催させていただく予定でございます。その節には、また、ご審議いただけたらと考えてございます。

本日はどうもありがとうございました。

<旭室長>

それでは、これを持ちまして、第111回徳島県都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—以上—